

宮城県支部 ホームページ 運用規約

この規約は、日本健康太極拳協会宮城県支部（以下、支部という。）において、平成26年（2014）2月16日に公開したホームページ（以下、支部HPという。）を円滑かつ継続的に運用するために、その基本事項について、次のように定める。

第1条 （運用目的）

この支部HPの運用目的は、次のとおりとする。

- （1） 支部会員相互間のコミュニケーションを推進すること
- （2） 全国の日本健康太極拳協会の同志との交流を深めること
- （3） 宮城県支部規約（以下、支部規約という。）の定めに従って、若い人を含めた多くの人々への広報・普及活動を図ること

第2条 （掲載内容）

この支部HPの掲載内容は、次のとおりとし、その詳細は、理事会で決定する。

- （1） 支部行事の案内・紹介
- （2） 支部活動の紹介
- （3） その他、理事会で決定したもの

第3条 （運用組織）

理事会は、この支部HPを円滑にかつ継続的に運用するために、理事会（組織広報委員会）の中に「ホームページ担当委員会」（以下、HP委員会という。）を設置して、支部長がその委員（若干名）を任命する。

2. HP委員会は、支部長、組織広報委員長および前項の委員で構成し、支部規約並びにこの運用規約（以下、規約という。）および理事会が定める運用細則（以下、細則という。）に基づいて、支部HPを運用し、維持・管理する。

第4条 （HP専門技術員）

HP委員会は、理事会の承認を得て、支部HPの技術上の管理を担当する専門技術員（以下、HP技術員という。）を理事以外の者に委託することができる。

第5条 （支部HPの変更手続）

HP委員会は、支部HPにつき、毎年更新し、必要な変更を行うものとし、その変更内容、更新時期・回数等は、別に細則で定める。

2. HP委員会は、支部HPの更新または変更時において、個別内容（ウェブページ）の更新、その他の変更をHP技術員に委託することができる。
3. HP委員会は、理事会の承認を得て支部HPの変更内容を支部HPに掲載・公表する。

第6条 (ソフト ウェア)

支部HPのソフトウェアは、HP委員会が選定し、理事会の承認を得るものとする。

第7条 (サーバー利用、その他、支部HPの維持管理費用)

運用サーバーは、レンタルサーバーを利用しレンタル会社に所定の利用料金を支払う。

2. HP委員会は、支部HPの変更および更新、その他の維持管理について、HP技術員と協議の上、理事会の承認を得て、これに要する費用を支払うことができるものとする。

第8条 (「お問合わせ」その他運用上の事項の定め)

この支部HPにおける「お問合わせ」の運用、その他の細目ならびにこの規約に定めのない運用に関する事項については、理事会が運用細則により、別に定めることができる。

第9条 (規約の改廃・変更)

この規約を改廃または変更するには、理事会の提案により、総会の承認を得なければならない。

付 則

この規約は、2014年2月16日に遡って、これを施行する。

2016年6月支部名称変更